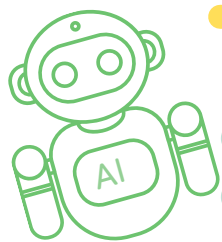


2026年度京都消費者問題セミナー



AIとSNSの時代に 求められる消費者力

～ネットトラブルの現状と対策～

11月28日 土
14:00-16:00

参加無料
定員200人
申込要

zoomウェビナーにてオンライン開催

スマホやパソコンで買い物や申し込みをしたときに、身に覚えのない請求が届いたことは、ありませんか？

AI音声を使った“なりすまし詐欺”、格安を装う偽通販サイトによる商品未着、SNS広告から誘導される定期購入トラブルなど、さまざまな手口による被害が増えています。セミナーで、AIやネット・スマホと“安心して”つき合うためのポイントを一緒に学び、ネットの罠に負けない消費者力を身につけましょう。



プログラム

講演

「AI時代のインターネット消費者トラブルと その対応策」

講師 **原田由里さん** 一般社団法人ECネットワーク理事

インターネット関連の消費者トラブル相談を受けるかたわら、主にインターネット利用や消費者問題、個人情報保護、電子決済などに関するトラブル対策などに関する講演活動を年間約90カ所で行う。

主な対象者は、一般消費者・消費生活センター・教職員・学校・民間団体など。
メディア取材や出演、消費者啓発教材・消費者問題関連書籍への寄稿も多数。



報告

「KCCN活動報告」

内閣総理大臣認定：

適格消費者団体 特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

増田朋記 理事・事務局長 弁護士

報告

「KC's活動報告」

内閣総理大臣認定：

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人(認定NPO法人)
消費者支援機構関西(KC's)

傘木 誠 理事・事務局長

2026年度京都消費者問題セミナー

セミナーは適格消費者団体、特定適格消費者団体の活動を広く知ってもらう
目的で毎年開催しており、今年で19回目となります。講演のあと、消費者
支援機構関西（KC's）と京都消費者契約ネットワーク（KCCN）より活動
報告をします

適格消費者団体とは

- ✓ 内閣総理大臣認定
消費者団体訴訟制度のもと、内閣総理大臣が認定した消費者団体で、全国に
27団体あります
- ✓ 申し入れ活動
消費者にかわって、「不当な契約」「不当な勧誘」を行う事業者に対して、
不当行為の改善の申し入れをします
- ✓ 訴訟提起
申し入れをしても改善されない場合など、消費者にかわって訴訟を提起す
ることができます
- ✓ 被害拡大を未然に防止
被害が広がらないように、学習会などを企画開催し、未然防止のための啓
発活動をしています

特定適格消費者団体とは

適格消費者団体の役割にプラスして、事業者の不当な行為によって多数の
消費者に財産的被害などが生じている場合に、消費者にかわって、財産を
取り戻し返金する手続き等を担う団体で、全国に4団体あります

お申込み

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/0acf9ddb878227>

こちらのコードからもお申し込みいただけます ▶



申込締切 11/25(水)

お問合せ

京都消費者契約ネットワーク（KCCN）
TEL：075-211-5920(月・水曜13時～17時)
MAIL:mail@kccn.jp



KCCN

主催：京都府、特定非営利活動法人コンシューマーズ京都、京都生活協同組合、
京都府生活協同組合連合会、適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非
営利活動法人(認定NPO法人)消費者支援機構関西(KC's)、適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

後援：京都市